

## テロ対策の充実・強化を求める意見書

先般、シリアにおいて、イスラム過激派組織「I S I L」が2名の邦人に対する非道、卑劣極まりないテロ行為を行ったことに、強い憤りを覚える。当然、このようなテロ行為は、いかなる理由や目的によっても正当化されるものではなく、我が国は、テロリズムを非難するとともに、決してテロを許さない姿勢を堅持していかなければならない。国会においても、衆参両院で非難決議がなされたところである。

テロ行為に対しては、世界の国々が力を合わせ立ち向かっており、我が国も支援が必要な国々に対して非軍事的な経済支援・人道支援を行い、テロに強い国際社会づくりを進めてきた。

政府は、海外の在留邦人の安全確保に万全の対策を講ずるため、2月に外務省内関係部局をメンバーとする「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」を立ち上げ、在外邦人安全対策強化のために直ちにとりかかるべき施策として、SMS（ショートメッセージサービス）による在留邦人への緊急一斉通報システムの運用開始や海外安全ホームページのスマートフォン対応、日本人学校の警備強化などの5項目を取りまとめた。

また、テロリストの入国を防ぐための水際対策として、個人識別情報などを活用した入国審査の厳格化、空港・港湾・公共交通機関など重要施設の警戒警備の強化、金融機関にテロ資金の取引防止徹底を指示するなど、万全を期すとした。

来年の主要国首脳会議（サミット）や、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催も控え、海外からたくさんの渡航者が訪れることが予想され、現段階でのこうした国内外のテロ対策では、不十分と言わざるを得ない。

今後の必要な施策とその実現に向けた方策については、早急に結論付けるとともに、国際社会情勢の変化に常に適応すべく、早期かつ適切な情報収集を含めて、不断の見直しや新たな対策の実施が求められている。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、邦人の安全確保も含めた具体的なテロ対策を、関係省庁をあげて早急に検討・実施するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年3月17日

江東区議会議長 榎 本 雄 一

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
法務大臣  
外務大臣  
国土交通大臣  
防衛大臣  
国家公安委員会委員長

} あて